



水化学部会運営小委員会細則

201924年3月815日 第1723回水化学部会全体会議承認

(目的)

第1条 本細則は、「水化学部会規約」(1002-16)第1条、第3条および第6条に基づき、水化学部会(以下、「部会」という)内に設置する運営小委員会の構成、ならびに運営委員および監事の選任方法について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 運営小委員会は部会長1名、副部会長4名以内、および担当委員20名以内の運営委員で構成する。

2 運営小委員会は、以下の各号にあげる担当委員を設ける。各委員の担当は運営委員間の互選により決定する。なお、運営委員は複数の担当委員を兼任することができる。

(1) 庶務委員

(2) 企画担当委員

(3) 広報・編集担当委員

(4) 財務担当委員

(5) 水化学部会 部会賞選考小委員会

3 運営委員とは別に部会員から監事2名以内を設ける。

4 運営小委員会の運営を支援するため、部会長が推薦する者を顧問とする。また、特に顕著な貢献のあったものを特別顧問とする。

5 部会長は、必要に応じて運営小委員会に個別課題に対応するワーキンググループを設置する。ワーキンググループの責任者は運営委員間の互選により決定する。ワーキンググループのメンバーは、運営委員による推薦もしくは水化学部会ホームページからの公募により決定する。

(監事)

第3条 監事は運営小委員会に出席し、部会活動、ワーキンググループおよび小委員会活動が適切に執行されていることの監理をおこなう。

2 監事は運営小委員会が合理的かつ効率的に運営されるよう、部会長に意見を述べることができる。

(任期)

第4条 運営委員および監事の任期は「水化学部会規約」(1002-16)に定めるとおりとする。

2 やむを得ぬ理由により任期途中で退任する場合には、代行者を立てることができる。代行者は運営小委員会で選任し、部会員または部会全体会議に報告する。

(選挙)

第5条 運営委員および監事の選任を行うため、部会員による選挙をおこなう。

(選挙管理小委員会)

第6条 選挙を公正に執行管理するため、部会に選挙管理小委員会を置く。

- 2 運営小委員会は、適切な時期に選挙管理小委員会を発足させなければならない。
- 3 選挙管理小委員会は、次の各号にあげる委員によって構成し、運営委員および監事の選挙に必要な業務をおこなう。
 - (1) 選挙管理小委員会委員長 1 名
 - (2) 選挙管理委員 2 名
- 4 選挙管理小委員会委員長は部会員より選任し、選挙管理委員は選挙管理小委員会委員長が部会員から選任する。

(候補者の推薦)

- 第7条 運営委員および監事の候補者は、部会員であって他に部会員 2 名以上が推薦するものとする。ただし、候補者数が定員に満たない場合は運営小委員会が推薦する者も候補者とする。
- 2 運営委員および監事の候補者推薦は、部会長候補者、副部会長候補者、担当委員候補者および監事候補者に分けておこなう。
 - 3 候補者の受付期間は 2 週間とする。
 - 4 選挙管理小委員会委員長および選挙管理委員は、運営委員および監事の候補者になることができない。

(選挙方法)

- 第8条 選挙は、部会長候補者、副部会長候補者、担当委員候補者および監事候補者に対してそれぞれ信任投票方式で、郵送、電子メール等による投票方法でおこなう。なお、投票は記入方式にて行う。
- 2 投票期間は 2 週間とする。
 - 3 部会員は候補者に対して、信任票、不信任票、棄権票のいずれかを投ずる。
 - 4 有効投票数の過半数以上の信任を獲得した候補者で、獲得信任票が多い候補者を順に当選者とする。
 - 5 獲得信任票が同数であった場合は、不信任票が少ない候補者を順に当選者とし、信任票および不信任票がともに同数であった場合は棄権票が少ない候補者を順に当選者とする。

(選挙結果の報告)

第9条 選挙管理小委員会委員長は、運営委員および監事の候補者の選挙後、その結果をすみやかに部会員ならびに部会全体会議に報告しなければならない。

(担当運営委員)

第10条 選挙管理小委員会の発足その他については、主に庶務委員が発議の任にあたる。

(運営小委員会の成立)

第11条 運営小委員会の成立には、部会長または副部会長の 1 名以上の出席に加え、運営委員の

3分の2以上の出席を必要とする。

(審議、承認)

第12条 議決が必要な審議事項については、運営委員の2/3以上の賛成をもって承認とする。

2 運営小委員会の円滑な決議および次回運営小委員会までの必要事項の審議を可能とするため、
部会長がメール審議可能と判断した事項についてはメール審議により議決することができる。

(例外処理)

第143条 本細則および関連する規則類に定めのない事態が生じたときは、運営小委員会あるいは選挙管理小委員会は、関連する規則類の趣旨を尊重して運営小委員会にて審議し運営委員の3分の2以上の賛成をもって適切な措置を取ることができる。
ただし、部会全体会議に報告し、その出席者3分の2以上の了承を得なければならない。

(改定)

第124条 本細則の改定は、運営小委員会が起案し、水化学部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成20年9月4日 「水化学部会運営小委員会内規」として第3回部会総会承認。平成20年10月1日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成22年3月26日 申し合わせに変更。第6回部会総会承認
 - ② 平成22年9月17日 第7回部会総会改定
 - ③ 平成24年3月19日 第9回部会全体会議改定
 - ④ 平成27年3月12日 第12回部会全体会議改定
 - ⑤ 平成29年3月1日 「水化学部会運営小委員会細則」に変更。第14回水化学部会全体会議承認、平成29年3月15日 部会等運営委員会メール報告、平成29年3月21日 第7回理事会報告
 - ⑥ 2018年10月5日 第16回水化学部会全体会議承認、2018年10月17日 部会等運営委員会メール報告、2018年10月29日 第4回理事会報告
 - ⑥⑦ 2019年3月8日 第17回水化学部会全体会議承認、2019年4月22日 部会等運営委員会メール報告、2019年5月31日 第8回理事会報告
 - ⑧ 2024年3月15日 第23回水化学部会全体会議承認、2024年6月6日 部会等運営委員会メール報告、2024年X月XX日 第X回理事会報告

附則

- 1 平成27年3月12日改定の申し合わせは、改定日から施行する。
- 2 平成29年3月1日改定の細則は、水化学部会全体会議承認の日から施行する。
- 3 2018年10月5日改定の細則は、水化学部会全体会議承認の日から施行する。

4 2019 年 3 月 8 日改定の細則は、水化学部会全体会議承認の日から施行する。

5 [2024 年 3 月 15 日改定の細則は、水化学部会全体会議承認の日から施行する。](#)

第 11 条、12 条部分において、水化学部会からは正しい改定が出されていたのに、担当の内野が作業中に意図せず一部分削除しており、結果として誤ったファイルを理事会に提出してありました。まことに申し訳ございません。

再度正しいファイルにて改定報告いたします。